

○北海道警察教養規程の運用について

令和元年10月29日

道本教第3903号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
この度、北海道警察教養規程（平成13年警察本部訓令第33号）の解釈及び運用方針について一部見直しを行ったので、所属職員に周知徹底を図り、適正かつ円滑な運用に努められたい。

なお、「北海道警察教養規程の運用について」（平24. 3. 22道本教第10249号）は、廃止する。

記

第1 見直しの要点

職場教養履修管理票について、再教養対象者の教養の履修状況を明らかにすることとした。

第2 解釈及び運用方針

項 目	解 釈 ・ 運 用 方 針
1 職員の心構え （第3条関係）	職員は、警察教養の目的及び内容を理解し、その重要性を認識して、職務倫理を保持するとともに、適正に職務を遂行するための警察実務に関する知識、技能等を養い、常に自己啓発に努めなければならないものである。
2 所属長の教養責任 （第4条関係）	所属長の教養責任として、所属職員に、実務経験、教養履歴等に応じて必要な警察学校での課程を修めさせるとともに、常に職場における教養を行い、所属職員の実務能力の向上に努めること、並びに積極的な術科訓練の推進により、所属職員の気力及び体力の錬成等に努めることを明記したものである。
3 警察学校の課程等 （第6条関係）	(1) 警部任用科の課程においては、警察大学校で行われる警部任用科の課程に入校しない者で、原則として警部に昇任が予定されている警部補の階級にある警察官を入校させることとする。 (2) 部門別任用科の課程においては、生活安全、刑事、交通及び警備の各部門への任用候補者を入校させることとし、その教養対象者は、関係部長が、年齢、勤務経験年数、人物評価、本人の志望等を十分検討の上、真に適任と認められる者を選考しなければならない。 なお、既に各部門に任用されている者（原則として、任用後1年を超えない者）で部門別任用科の課程を修了していないものについては、優先して入校させること。 (3) 専科の課程においては、特定の分野に関する警察実務についての習熟並びに最新の知識及び技能の修得に重点を置き、職員の実務経験、教養履歴等に応じて必要と認められる者に必要な教育訓練を行うよう配意しなければならない。

	い。
4 教養実施計画 (第7条関係)	(1) 警察学校教養実施計画の策定に当たり、部門別任用科及び専科の実施計画については、警察学校の収容力、教養方針、教養に係る事務を所掌する部の要望、任用率等を勘案し、警務部長が必要な調整を行うこととする。 (2) 部門別任用科及び専科の課程に係る事務を所掌する部長（以下「担当部長」という。）は、部門別任用科及び専科の教養実施計画を変更し、又は中止する必要があるときは、あらかじめ警務部長と協議しなければならない。 (3) 担当部長は、専科の課程を実施するに当たっては、所属の実務経験が豊富な適格者を各授業の講師に選定するとともに、必要により警察学校長又は他の部長に講師の派遣を要請することができる。この場合において、講師に指名された者は、教授科目の内容について講義要点を作成の上、担当部長に提出することとする。
5 教授細目等 (第8条関係)	各課程の科目ごとの教授細目及び教授内容の策定に当たっては、警務部長が警察学校長並びに警察本部の部長及び方面本部長と協議し、必要な調整を行うものとする。
6 入校者の決定等 (第10条関係)	所属長は、入校対象者の選定に当たっては、警察学校で行おうとする課程の教養内容に見合った職員を入校させるため、所属職員の実務経験、教養履歴等を踏まえて適格者を推薦することとしているが、併せて所属職員が長期間、警察学校に入校しないことのないよう職員個々の教養の管理を徹底しなければならない。
7 入寮（第10条の2関係）	(1) 学校教養は、原則として学生を入寮させて行うものであり、この寮生活を通じて学生相互の啓発、勉学及び修養に努めるとともに、融和団結を図り、規範意識を醸成するものである。 (2) 「警務部長が特に必要がないと認めた場合」とは、入校対象者が、育児、介護等の真にやむを得ない事情により、入寮することが困難であると認められる場合をいう。 (3) (2)の事項に関する具体的手続については、警務部長が別に定めることとする。
8 入校前学習 (第11条関係)	入校前学習は、入校予定者に対し、教授細目、演習課題等の資料を配布して事前に研究させることにより、学校教養と職場教養を連動させて教養効果の向上を図るために行わせるものである。したがって、所属長は、入校予定者が確実に演習課題等について研究を行っているかどうかを検証し、その結果を踏まえて入校期日までに必要な指導を行うものとする。 また、学校教養の実施に当たっては、その授業の中で、演

	習課題等を入校生に発表させるなど、事前の研究成果についても検証すること。
9 教養の効果の測定等（第12条関係）	教養の効果の測定は、各課程における教養が学生に確実に浸透しているかどうかを検証するものであり、担当部長は、専科の課程の測定結果を警務部長及び警察学校長に報告するとともに、検討会等の時間を活用して学生にフィードバックし、不足している教養内容を充足するなど、実効ある教養を行うよう努めなければならない。
10 警察学校長による賞揚（第13条関係）	「学業成績の優秀な学生」とは、警察学校の所定の課程において、優秀な成績を収めた学生及び顕著な努力が認められる学生をいう。
11 警察本部長への報告（第15条関係）	(1) 各課程の教養の実施状況の報告については、組織的に入校学生等の教養の管理を行うためのものであり、各課程修了後速やかに、入校人員、教養内容等を報告するものとする。 また、方面分校において行う課程についても、その都度、警察学校長を経由して警察本部長に報告しなければならないものである。 (2) 「細則第21条の処分」とは、退校、謹慎及び訓戒の処分をいう。
12 職場教養の実施（第18条関係）	(1) 職場教養は、職員に職務倫理を保持させるとともに、職員一人一人の実務能力を高めるため、所属長又は各級幹部が職務として行うものであり、その内容については、職務倫理の保持及び適正な職務執行能力を向上させるために必要性の高い事項に重点を置かなければならない。 (2) 職場教養を実施した各級幹部の直近上位職の幹部職員は、当該教養の実施状況を把握するものとする。
13 職場教養の方法（第19条関係）	「その他の適切な方法」とは、会議、研修会、有識者等によるセミナー、伝承教養及び擬似体験的研修等の教養をいう。
14 個人指導（第20条関係）	個人指導とは、各職場において、上司（上級の地位にある者）が、日常の仕事を進めながら、部下それぞれの教養目標達成に向けて、これを個別に指導援助しながら修得させる教養方法で、職場教養の中で最も基本となる部下の育成方法であり、管理・監督に当たる所属長自らが意識的かつ計画的に行わなければならないものである。 また、部下の育成は、日常の職場において、職員一人一人のポストや能力レベルに着目して、各級幹部が自分自身の問題として、厳しく、かつ、きめ細かく鍛えていくことが極めて効果的であり、その内容も警察学校で行われる教養では補えない部分に重点をおいて実施すべきものである。
15 資料配布（第	資料の作成に当たっては、具体的で理解しやすいものとする

21条関係)	るよう工夫することとし、また、職員は、配布された資料の内容を十分に理解し、自らの職務に活用するよう努めなければならない。
16 小集団活動 (第22条関係)	小集団活動は、職員5名程度を一つのグループとして、一つの課題に基づき職員一人一人に意見等を発表させる、あるいは個別かつ具体的な課題を与え、これを検討させていくことにより、職員に問題意識を持たせ、更には全員参加による自主活動を通じて一定の結果を出させることで個々の職員の業務に対する取組意識及び組織への参画意識を高めるとともに、考える職員を育成していこうとするものである。
17 一般職員に対する基礎教養（ 第24条関係）	新たに採用された一般職員については、警察学校で行われる課程に入校させるまでの間に、最低限、警察職員として必要な教養を2日間実施するもので、「一般職員採用時基礎教養実施基準」に定められた教養項目に従い行うものである。
18 教養の効果の 検証（第25条関係）	(1) 所属長は、教養の効果の検証を自ら行うとともに、各級幹部に対してもその検証を行わせるものとする。 (2) 各級幹部は、部下職員の平素の勤務や私生活におけるあらゆる機会を通じ、対話や教養内容の聴取その他の方法により、具体的に教養の浸透状況を把握するものとする。 (3) 職場教養を実施した各級幹部及びその直近上位職の幹部職員は、部下職員に対する職場教養の浸透状況を把握するため、随時、教養の効果を検証し、事後の職場教養に反映するよう努めるものとする。
19 実務研修（第 28条関係）	「職員を他の職場に派遣し」とは、警部・警部補昇任試験の合格者のうち、捜査経験のない警察官を対象に一定期間、警察署等に派遣して行う捜査実務研修等をいう。
20 職場教養の実 施の報告等（第 29条関係）	(1) 職場教養実施簿及び職場教養履修管理票を活用し、教養状況を適切に管理することにより、教養未了者の把握と再教養を徹底するものである。 (2) 職場教養実施簿は、教養招集等の職員全体に対する教養を実施する場合は、警察本部、方面本部及び警察学校にあっては庶務を担当する係、警察署にあっては警務課において、その実施状況を把握して作成するものとし、教養未了者に対しては、当該実施簿の写しなどにより、教養担当責任者等が口頭、閲覧等の方法で確実に再教養を実施するものとする。 (3) 職場教養履修管理票は、教養未了者に対する再教養実施状況欄において、再教養対象者の教養の履修状況を明らかにすること。
21 体育及び術科 訓練の実施（第	(1) 「積極的に体育を振興する」とは、職場において積極的に体育を実施するとともに、職員が広く私生活においても

30条関係)	生涯スポーツ等に取り組むことを奨励するなど、所属職員の基礎体力の維持・向上が図られるよう努めることをいう。 (2) 所属長が術科訓練を行わせることができる一般職員は、術科訓練の指導者である技術職員その他所属長が職務を遂行する上で必要であると認めた事務職員とする。
22 体育及び術科訓練の重点（第31条関係）	(1) 術科訓練は、警察官の職務を遂行する能力の向上を目指して行うものであり、術科技能の修得等の肉体的な能力の向上だけではなく、武道等の訓練を通じて精神面のかん養を図ることも目的として行うものである。 (2) 体育は、警察官が職務を遂行するために必要な走力を始めとした持久力等の基礎体力の維持及び向上並びに気力の養成を図るために行うものであり、走力訓練、サーキットトレーニング等を中心に実施することとする。
23 救急法指導者の指定（第33条の2関係）	(1) 救急法指導者は、警察本部教養課及び方面本部の警務課（(3)の事項において「警察本部教養課等」という。）、警察学校その他警務部長が必要と認めた所属に置くものとする。 (2) 救急法指導者には、赤十字救急法指導員の資格を有する者のほか、救急救命士法（平成3年法律第36号）に規定する救急救命士その他警察本部教養課長が赤十字救急法指導員と同等又はそれ以上と認めたものの資格を有する者を指定するものとする。 (3) 警察本部教養課等の救急法指導者は警察署等に対する計画的な巡回指導を行い、警察本部教養課等以外の所属の救急法指導者は当該所属における救急法の術科訓練の指導に当たるものとする。 (4) 救急法の術科訓練を効果的に推進するため、救急法指導者を計画的に育成するものとし、指導者として適性を有すると認められる者に対しては、赤十字救急法指導員等の資格の取得に必要な講習、専科等を受講させるものとする。 (5) 救急法指導者に指定した者に対しては、赤十字救急法指導員等の資格の継続要件とされている研修会その他の必要な講習に参加させるものとする。
24 術科指導員等（第34条関係）	(1) 「警務部長が必要と認めた所属」とは、現場における職権行使に当たる警察官の数が多い所属で別に警務部長が指定するものをいう。 (2) 指導補助員は、術科指導員の補助者であるとともに、将来の術科指導員の候補者の立場にあるものである。
25 術科指導員等の指定等（第35	(1) 指導補助員は、警察官の数が100人以上の所属にあっては種目ごとに2人以上、100人未満の所属にあっては種目

条関係)	ごとに1人以上を所属の実情に応じて指定するものとする。 (2) 「体育指導に関する教養が実施された専科」とは、体育指導者専科、術科訓練指導者専科その他体育の指導に関する講義、演習等が行われた専科をいう。 (3) 署長等は、種目により術科指導員等の適格者がいないと認めるときは、他の種目の術科指導員等を兼ねさせて指定することができるものとする。 (4) 救急法の術科指導員等の指定要件となる資格には、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づき日本赤十字社が認定する赤十字救急法救急員その他警察本部教養課長が当該赤十字救急法救急員と同等又はそれ以上と認めたものの資格を含むものである。 (5) 「傷病等により長期間不在になるとき」とは、その期間が1か月以上に及ぶ場合をいう。
26 警察署等における術科訓練（第38条関係）	(1) 柔道及び剣道については、術科訓練日を設定して実施するものとする。 (2) 逮捕術については、時間別逮捕術訓練を中心に実施するものとする。 (3) 救急法については、一次救命処置、応急手当等の訓練を実施するものとする。
27 術科訓練状況の把握（第40条関係）	署長等は、所属の警察官一人一人の術科訓練の実施状況を的確に把握し、年間を通じて計画的に術科訓練を推進するとともに、より多くの警察官に術科訓練の機会を与え、全体のレベルアップを図っていかなければならない。
28 術科大会の実施（第43条関係）	(1) 「北海道警察大会」とは、道内の必要な所属等を参加させ、警察本部長が開催する大会をいう。 (2) 「方面大会」とは、当該方面管内の必要な所属等を参加させ、当該方面本部長（札幌方面にあっては、警察本部長。次事項において同じ。）が開催する大会をいう。 (3) 「方面ブロック大会」とは、当該方面管内の所属を地域、配置人員等に応じてブロック別に編成し、当該方面本部長が開催する大会をいう。 (4) 「その他の大会」とは、各所属内における大会及び少数の所属が参加する対抗方式で行う大会をいい、当該所属の長が必要により開催するものをいう。 (5) 警察本部長は、年度ごとに、術科大会の実施方針を定めることとするが、その決定に当たっては、警務部長が各方面本部長の意見を聴くなど必要な調整を図るものとする。
29 術科技能の交流（第44条関係）	部外の団体が主催する各種大会に職員を参加させる場合の対象は、高度の術科技能を必要とする術科訓練の指導者並び

に将来、術科訓練の指導者となり得る警察官及び技術職員とする。

なお、当該大会に公務として参加させる基準については、警務部長が定めることとする。